

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料			別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
公簿及び図面の写し	課税台帳の写し	1件につき 200円	公簿及び図面の写し	課税台帳の写し	1件につき 200円
	名寄帳の写し			名寄帳の写し	
	<u>公図の写し</u>			<u>公図の写し</u>	
	<u>道路台帳の写し</u>				
	<u>官民境界に関する資料の写し</u>				
	<u>公共下水道台帳の写し</u>				
	<u>水道台帳の写し</u>				
	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。